

市第10号議案

横浜市老人福祉施設条例の一部改正

横浜市老人福祉施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年6月11日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市老人福祉施設条例の一部を改正する条例

横浜市老人福祉施設条例（昭和38年12月横浜市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「前3項」を「第3項から第5項まで」に、「指定管理者の」を「指定管理者（老人福祉センター（横浜市野毛山荘及び横浜市戸塚柏桜荘を除く。）の指定管理者を除く。以下この項において同じ。）の」に改め、同項を同条第7項とし、同項の前に次の1項を加える。

6 第2項の規定により管理業務を一の指定管理者に行わせる場合には、前項の規定にかかわらず、市長は、第4項及び横浜市地区センター条例第5条第4項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、老人福祉センター及び地区センターの設置の目的を最も効果的に達成できると認められたものを指定管理者として指定する。

第4条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、別表の左欄に掲げる老人福祉センターの同項各号に掲げる業務及び同欄に掲げる老人福祉センターの

区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる地区センター（横浜市地区センター条例（昭和48年6月横浜市条例第46号）第1条第1項に規定する地区センターをいう。以下同じ。）の同条例第5条第1項各号に掲げる業務（以下これらの業務を「管理業務」という。）は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、一の指定管理者に行わせるものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条第2項）

老人福祉センター	地区センター
横浜市鶴寿荘	横浜市寺尾地区センター
横浜市南寿荘	横浜市南地区センター
横浜市喜楽荘	横浜市磯子地区センター
横浜市つづき緑寿荘	横浜市都筑地区センター
横浜市瀬谷和楽荘	横浜市瀬谷地区センター

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

提 案 理 由

横浜市鶴寿荘等について、それぞれ同一の建物に設置された地区センターと併せて一の指定管理者に管理を行わせる等のため、横浜市老人福祉施設条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市老人福祉施設条例（抜粋）

上段	改正案
下段	現行

（指定管理者の指定等）

第4条（第1項省略）

2 前項の規定にかかわらず、別表の左欄に掲げる老人福祉センターの同項各号に掲げる業務及び同欄に掲げる老人福祉センターの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる地区センター（横浜市地区センター条例（昭和48年6月横浜市条例第46号）第1条第1項に規定する地区センターをいう。以下同じ。）の同条例第5条第1項各号に掲げる業務（以下これらの業務を「管理業務」という。）は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、一の指定管理者に行わせるものとする。

$\frac{3}{2}$ （本文省略）

$\frac{4}{3}$ （本文省略）

$\frac{5}{4}$ （本文省略）

6 第2項の規定により管理業務を一の指定管理者に行わせる場合には、前項の規定にかかわらず、市長は、第4項及び横浜市地区センター条例第5条第4項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、老人福祉センター及び地区センターの設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認められたものを指定管理者として指定する。

$\frac{7}{5}$ 第3項から第5項まで前3項の規定にかかわらず、指定管理者（老人福祉センター（横浜市野毛山荘及び横浜市戸塚柏桜荘を除く。）の指定管理者を除く。以下この項において同じ。）の指定の期間

市第10号

の満了に伴い指定管理者を指定する場合で、指定管理者として指定されているもの（以下「現指定管理者」という。）から提出させた事業計画書その他規則で定める書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者が当該施設の設置の目的を最も効果的に達成することができると思われるときは、現指定管理者を指定管理者として指定することができる。

別表（第4条第2項）

老人福祉センター	地区センター
横浜市鶴寿荘	横浜市寺尾地区センター
横浜市南寿荘	横浜市南地区センター
横浜市喜楽荘	横浜市磯子地区センター
横浜市つづき緑寿荘	横浜市都筑地区センター
横浜市瀬谷和楽荘	横浜市瀬谷地区センター